



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……
- 建築基準法による一団地の区域……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……
- 開発行為に関する工事完了……
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……
- 都市計画事業の施行……(建設局公園緑地部計画課)……
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……(下水道局)……

告示

告示

●東京都告示第千三百六十四号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区亀有一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十日から平成二十八年三月三日まで

●東京都告示第千三百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
 対象区域の地名地番 認定年月日
 千代田区丸の内一丁目一番三の一部、平成二十七年八月十四日
 同番三十七、同番三十八、同番五十から同番五十三まで、同番五十七から同番六十一まで、同番六十四、同番六十五、同番六十七の一部、同番六十八及び同番六十九
- 二 認定計画書の縦覧場所
 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百六十六号

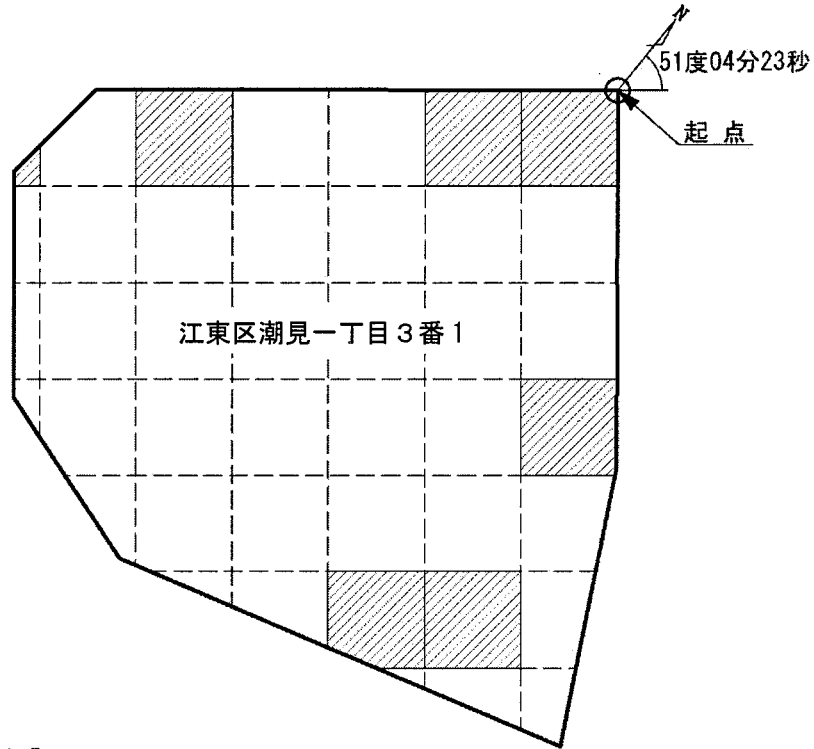
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区潮見一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表一のとおり
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表二のとおり

別 図



【凡 例】

- : 単位区画
- : 敷地境界(筆境界)
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、江東区潮見一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度(51度04分23秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別表一

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 ニークロロ四・六・ビス(エチルアミノ)ー・三・五トリアジン
- 四 シアン化合物
- 五 N・Nジエチルチオカルバミン酸Sー四ークロペンジル
- 六 水銀及びその化合物
- 七 セレン及びその化合物
- 八 テトラメチルチウラムジスルフィド
- 九 鉛及びその化合物
- 十 砒素及びその化合物
- 十一 ふっ素及びその化合物
- 十二 ほう素及びその化合物
- 十三 ポリ塩化ビフェニル
- 十四 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホニイトに限る。)

別表二

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 水銀及びその化合物
- 五 セレン及びその化合物
- 六 鉛及びその化合物
- 七 砒素及びその化合物
- 八 ふっ素及びその化合物
- 九 ほう素及びその化合物

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月八日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢のかけはし

三 代表者の氏名

井上 孝次

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区岩本町二丁目九番九号 TSビル1F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及び外国人を対象として、人材情報提供、人材育成、人材紹介に関する事業、外国人留学生および海外就労者等の受入に関する事業、その他経済活動の活性化を図る事業を、IT技術・人材活用技術を活用して行い、少子高齢化による生産人口の減少の改善を図り、社会経済の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会

三 代表者の氏名

大澤 英雄

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区西片二丁目九番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、全国のサッカー指導者を対象として、研修会の開催、情報提供、様々な指導現場と指導者のマッチング、安心して指導できるシステム(法務相談や保険等)確立の支援などの事業を行い、サッカー指導者の資質の向上、サッカー指導者の全国的なコミュニティ形成、サッカー指導者の社会的地位の向上や環境の改善を実現することにより、サッカーを普及・発展させ、豊かなスポーツ文化を創造し、人々の健全な発達と社会の発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さくら

三 代表者の氏名

遠藤 千秋

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区松庵三丁目十八番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、次世代の健全なる育成を目指すものであ

る。

広く一般市民を対象として、教育環境、自然環境についての現状調査をもとに、教育環境、自然環境の整備を目的とした定期的な働きかけによる調査研究を進め、地域や学校での講演会や見学体験会の開催による環境教育、普及啓発に関する事業を通じて、地域の教育環境、自然環境の改善に努めることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アニマル・イノベーション・キューブ

三 代表者の氏名

法橋 一賢

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区上荻二丁目三十九番十六号 二美ビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、外来生物・有害生物の定期的な駆除と生物再利用に関する事業および在来種の保全に関する事業を行い、環境の保全および復旧改善に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク

三 代表者の氏名

鳥井 一平

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区上野一丁目十二番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、移住者(外国につながりをもつ人々)についての調査・研究を行い、広く一般市民を対象として情報を発信し、また移住者の生活と権利を守り、その自立への活動を支援するため、国際団体・各国団体と連携をとり、全国各地域・各領域で活動する諸団体・個人のネットワークを作り、情報交換・相互協力体制を強化し、共同行動をコーディネートし、国等への政策提言、ロビイング等を行うことにより、よりよい多民族・多文化共生社会を作っていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年九月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市西元町二丁目千六百六十八番、同番地先、千六百七十二番及び千六百七十三番 株式会社リノベイト 代表取締役 鈴木 正治 一から同番三まで

西多摩郡瑞穂町長岡四丁目三十九番三 青梅市河辺町七丁目六番地の十九 有限会社さくらホーム 代表取締役 桜井 潤

国立市大字谷保字上峯下六千七百五十一番三及び六千七百五十二番 立川市富士見町四丁目十六番三十一号 矢澤マサ子

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十七年九月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 (仮称)ロイヤルホームセンター

南千住

二 店舗所在地 荒川区南千住四丁目三百四十六番

<p>三 設置者名 一ほか 大和ハウス工業株式会社</p>	<p>四 設置者住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号</p>	<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 ロイヤルホームセンター株式会社</p>	<p>六 新設をする日 平成二十八年三月三十日</p>	<p>七 店舗面積の合計 六千九百七十平方メートル</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗東側 三百二十台</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側 百五十台</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百五十六平方メートル</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南東側ほか 三十・五一立方メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前六時十五分</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時三十分</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗北東側</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>十七 届出日 平成二十七年七月二十九日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業</p>															
<p>十九 縦覧期間 振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 平成二十七年九月八日から平成二十八年一月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>都市計画公園事業の施行について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十七年九月八日 東京都知事 舛添 要 一</p> <p>一 都市計画事業の別表のとおり 種類及び名称 二 施行者の名称 東京都 三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号 四 事業地の所在 別表のとおり 別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画事業の種類及び名称</th> <th>事業地の所在</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画公園事業第九・六</td> <td>江戸川区北篠崎二丁目、上篠崎一丁目、西篠崎一丁目及び篠崎町八丁目地内</td> <td>平成二十七年七月三十一日付関東地方整備局告示第三百四号</td> </tr> <tr> <td>立川都市計画緑地事業第五号東大和緑地</td> <td>東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目及び高木一丁目地内</td> <td>平成二十七年七月三十一日付関東地方整備局告示第三百五号</td> </tr> </tbody> </table>														都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	備考	東京都市計画公園事業第九・六	江戸川区北篠崎二丁目、上篠崎一丁目、西篠崎一丁目及び篠崎町八丁目地内	平成二十七年七月三十一日付関東地方整備局告示第三百四号	立川都市計画緑地事業第五号東大和緑地	東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目及び高木一丁目地内	平成二十七年七月三十一日付関東地方整備局告示第三百五号						
都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	備考																												
東京都市計画公園事業第九・六	江戸川区北篠崎二丁目、上篠崎一丁目、西篠崎一丁目及び篠崎町八丁目地内	平成二十七年七月三十一日付関東地方整備局告示第三百四号																												
立川都市計画緑地事業第五号東大和緑地	東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目及び高木一丁目地内	平成二十七年七月三十一日付関東地方整備局告示第三百五号																												
<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。 平成二十七年九月八日 東京都下水道局長 石原清次</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定した事業者</th> <th>商号又は名称</th> <th>代表者</th> <th>事業所所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>五二七九</td> <td>UP株式</td> <td>今田 壮祐 台東区三筋一丁目七番一号 ニューウイング蔵前三〇一号室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>五二八〇</td> <td>株式会社</td> <td>吉野 和人 渋谷区富ヶ谷二丁目水道11 0番</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>指定年月日</td> <td></td> <td>平成二十七年八月六日</td> </tr> </tbody> </table>															指定した事業者	商号又は名称	代表者	事業所所在地	一	五二七九	UP株式	今田 壮祐 台東区三筋一丁目七番一号 ニューウイング蔵前三〇一号室		五二八〇	株式会社	吉野 和人 渋谷区富ヶ谷二丁目水道11 0番	二	指定年月日		平成二十七年八月六日
指定した事業者	商号又は名称	代表者	事業所所在地																											
一	五二七九	UP株式	今田 壮祐 台東区三筋一丁目七番一号 ニューウイング蔵前三〇一号室																											
	五二八〇	株式会社	吉野 和人 渋谷区富ヶ谷二丁目水道11 0番																											
二	指定年月日		平成二十七年八月六日																											

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえに
 リサイクルされています。